群馬県行政改革評価・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の行政改革の推進に関する評価及び助言を行うため、群馬県行政改革 評価・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所堂事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について討議を行う。
 - (1) 新行政改革大綱の策定に関する助言
 - (2) 行政改革の取組の進行管理に関する助言及び評価
 - (3) 「公共施設のあり方検討委員会」の答申を踏まえた取組の検証

(組織)

第3条 委員会は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する委員及び知事が公 募により選考し委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、知事が委嘱した日から2年とする。ただし、補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 知事は、委員会が認める場合は、委員の任期を延長することができる。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員は、必要がある場合は委員長に委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。